



# 鳥取県公報

平成 21 年 4 月 24 日 (金)  
号外第 56 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (23) (給与課) . . . . . 2
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (24) (〃) . . . . . 4

# 人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第23号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
1 及び 2 略	1 及び 2 略																
3 智頭町	3 智頭町																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">町長部局</td> <td>課長 参事 会計管理者 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 総務課行政経営推進室長 総務課財務室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 参事 会計管理者 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 総務課行政経営推進室長 総務課財務室長	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">町長部局</td> <td>課長 参事 会計管理者 課長補佐（総務課又は <u>企画財政課</u>に所属するものに限る。） 総務課行政経営推進室長 <u>企画財政課財務室長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 参事 会計管理者 課長補佐（総務課又は <u>企画財政課</u> に所属するものに限る。） 総務課行政経営推進室長 <u>企画財政課財務室長</u>	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 参事 会計管理者 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 総務課行政経営推進室長 総務課財務室長																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 参事 会計管理者 課長補佐（総務課又は <u>企画財政課</u> に所属するものに限る。） 総務課行政経営推進室長 <u>企画財政課財務室長</u>																
略																	
4 略	4 略																
5 三朝町	5 三朝町																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">町長部局</td> <td>課長 <u>参事</u> 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 <u>参事</u> 次長	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">町長部局</td> <td>課長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 次長	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 <u>参事</u> 次長																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 次長																
略																	
6 ~ 9 略	6 ~ 9 略																
10 大山町	10 大山町																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略									
機 関	職																
略																	
機 関	職																
略																	

診療所	所長_副所長 事務局長
略	
11 南部町	
機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 総務行政改革室長 財政室長
略	
12～28 略	
備考	
<p>1 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。</p>	
2及び3 略	

診療所	所長 事務局長
リハビリセンター	所長
略	
11 南部町	
機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 行政改革推進室長 総務室長 財政室長
略	
12～28 略	
備考	
<p>1 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。</p>	
2及び3 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第24号**

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
略			略		
倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見二子季節間分校	2級	倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見二子季節間分校	2級
東伯郡三朝町大字福山279番地2	南小学校福山分校	2級	東伯郡三朝町大字福山279番地2	南小学校福山分校	2級
略			略		
略			略		
略			略		
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。